

**改正**

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市伝統的ものづくり振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第14条）

第3章 高松市伝統的ものづくり振興審議会（第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

多島美を誇る波静かな瀬戸内海や讃岐山脈の山々の自然に恵まれた私たちのまち高松には、先人の努力の賜物として蓄積され、世界に誇ることができる盆栽、漆器、石製品などをつくり出してきた伝統的ものづくりの技と心が受け継がれている。

伝統的ものづくりは、その卓越した技術により、生活に潤いをもたらす製品を私たちに提供し、本市の伝統と文化を特色付け、さらには産業として市の活力を生み出す存在であり、市民共通の財産である。

近年、生活様式の多様化による消費傾向の変化や後継者の育成の問題などから伝統的ものづくりを取り巻く環境は厳しさを増しており、伝統的ものづくりにおいては、現代の生活様式に結びつく新たな価値を創造し、その魅力をさらに高め、国内外に広く発信するとともに、長い歴史の中で培われてきた技術や技法を次代に引き継いでいく取組が強く求められている。

このような背景のもと、私たち一人一人が伝統的ものづくりの大切さを理解し、その振興が本市の歴史や文化の継承の一端を担っていることの認識を深めるとともに、事業者、伝統的ものづくり関係団体、教育機関等、市民及び市が多様な協力関係を構築し、市全体で伝統的ものづくりを支える環境づくりを推進することは、活力のある地域社会を実現するために重要である。

ここに、本市の特色ある伝統文化に光を当て、積極的に伝統的ものづくりの振興を図ることにより、創造性の豊かなまちづくりに寄与するため、この条例を制定する。

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、本市の伝統的ものづくりの振興に関し、基本理念を定め、市の責務並びに事業者、伝統的ものづくり関係団体、教育機関等及び市民の役割を明らかにするとともに、伝統的ものづくりの振興に関する施策（以下「ものづくり振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、ものづくり振興施策の総合的な推進を図り、もって本市の特色のある伝統文化の継承及び発展並びに創造性の豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 伝統的ものづくり 伝統的な技術及び技法に基づき、本市の文化及び生活様式に深く結び付いてきた盆栽、漆器、石製品、国及び香川県が指定する伝統的工芸品その他第15条に規定する高松市伝統的ものづくり振興審議会の意見を聴いて市長が定めるものをつくり出すことをいう。
- （2） 事業者 伝統的ものづくりに関する事業を行う者で、市内に事業所を有するものをいう。
- （3） 伝統的ものづくり関係団体 商工会議所、商工会、事業協同組合その他の事業者の支援に関する事業を行う団体をいう。
- （4） 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、香川県漆芸研究所設置に関する条例（昭和32年香川県条例第13号）に規定する香川県漆芸研究所その他の教育又は知識、技能等の習得を目的とする機関又は施設をいう。
- （5） 地域資源 本市固有の自然、歴史、文化等の土壌、伝統的ものづくりに係る知識、高度な技術又は技能等、教育機関等その他本市における伝統的ものづくりのために有用であると認められるものをいう。
- （6） 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内で事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体（事業者及び伝統的ものづくり関係団体を除く。）をいう。

（基本理念）

**第3条** 伝統的ものづくりの振興は、伝統的ものづくりが本市の市民生活及び文化の向上発展に重要な役割を果たしていることに鑑み、伝統的ものづくりを尊重する気運を醸成するとともに、事業者、伝統的ものづくり関係団体、教育機関等、市民及び市が協働して積極的に取り組むことを基本として行われなければならない。

2 伝統的ものづくりの振興は、知識、技術及び技能の継承が伝統的ものづくりの発展に重要であることに鑑み、伝統的ものづくりを担う人材の確保及び育成を図ることを基本として行われなければならない。

3 伝統的ものづくりの振興は、事業者の自主的な努力を尊重することを基本として行われなければならない。

4 伝統的ものづくりの振興は、地域資源を活用することにより新しい価値を生み出し、これを本市独自の魅力として国内外に発信することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ものづくり振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、ものづくり振興施策の策定に当たっては、国、香川県その他関係機関と連携を図らなければならない。

3 市は、ものづくり振興施策の策定及び実施に当たっては、事業者、伝統的ものづくり関係団体等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

4 市は、基本理念にのっとり、事業者、伝統的ものづくり関係団体、教育機関等、市民等の相互連携を図ることができるよう総合的な調整を行わなければならない。

(事業者の役割)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、技能及び技術の継承と発展に努めながら、絶えず経営の革新を図るとともに、経済的社会的環境の変化に応じて、経営の向上及び改善に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、伝統的ものづくりを担う人材の確保及び育成を図るとともに、市が実施するものづくり振興施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会における自らの社会的責任を認識し、地域貢献に取り組むよう努めるものとする。

(伝統的ものづくり関係団体の役割)

**第6条** 伝統的ものづくり関係団体は、基本理念にのっとり、伝統的ものづくりの振興に係る課題の把握及び解決に継続的に取り組むよう努めるものとする。

2 伝統的ものづくり関係団体は、基本理念にのっとり、事業者の経営の向上及び改善の取組を積極的に支援するとともに、市が実施するものづくり振興施策に協力するよう努めるものとする。

3 伝統的ものづくり関係団体は、基本理念にのっとり、事業者、他の伝統的ものづくり関係団体、教育機関等及び市と相互連携し、地域の特性を生かした伝統的ものづくりに関する産業の育成に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

**第7条** 教育機関等は、基本理念にのっとり、その保有する知的資源を活用して、人づくりを推進するとともに、伝統的ものづくりの発展に努めるものとする。

(市民の役割)

**第8条** 市民は、基本理念にのっとり、伝統的ものづくりの大切さについて理解と関心を深めるとともに、市が実施するものづくり振興施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(人づくりの推進)

**第9条** 市は、伝統的ものづくりに関する知識、技術及び技能の継承を図るため、伝統的ものづくりを担う人材の確保及び育成、創業の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業環境の整備等)

**第10条** 市は、事業者の事業環境を整備するため、事業者による経営基盤強化、新たな事業の創出等に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、付加価値を高める伝統的ものづくりを推進するため、地域資源の活用促進、新商品の開発及び技術の継承の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

**第11条** 市は、次代を担う子どもたちが、伝統的ものづくりの大切さについて理解と関心を深めるため、伝統的ものづくりに関する教育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、伝統的ものづくりに関し、広く市民の理解と関心を深めるため、市民が伝統的ものづくりに触れ合う機会の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(販路の開拓)

**第12条** 市は、伝統的ものづくりに係る製品の販路の開拓を促進するため、事業者及び伝統的ものづくり関係団体が行う伝統的ものづくりに係る製品のブランド力の向上（固有の特別な価値を有する製品として社会的地位を確立することにより市場における当該製品の競争力を高めることをいう。）及び消費拡大の取組の支援、国内外への伝統的ものづくりに関する情報の発信その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者等に対する支援)

**第13条** 市は、伝統的ものづくりを振興するため必要と認めるときは、積極的な活動を行う事業者等に対し、予算の範囲内で助成することができる。

2 市は、異なる分野の事業者等が連携し、伝統的ものづくりに関する新たな事業の創出を促進するため、事業者等を繋（つな）ぐネットワークの構築を図るものとする。

(表彰)

**第14条** 市長は、伝統的ものづくりの振興に著しく寄与したものを表彰することができる。

### 第3章 高松市伝統的ものづくり振興審議会

**第15条** ものづくり振興施策を総合的に推進するため、高松市伝統的ものづくり振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、伝統的ものづくりの振興に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。
- 3 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成26年高松市規則第35号により、平成26年5月1日から施行）

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)